

要介護高齢者の 「生活の場」整備促進

東京都



人口：13,142,640人（H25.3末）
 特徴：日本の政治・経済の中心。
 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市。
 行政区域は、日本の最南端と最東端の島々にも及ぶ。

介護を必要とする高齢者にとっての「生活の場」である特別養護老人ホーム。東京都では、地価が高く用地が限られるという地域の実情を勘案し、平成24年3月、「参酌すべき基準」とされた特別養護老人ホームの廊下幅について、独自の基準を策定した。

これにより、入居者の生活や介護に支障のない形での効率的な老人ホームの設置が可能となり、また、建築コストの低減にも資することから、施設整備の促進が期待される。

介護保険サービスの体系図



東京が直面する課題

東京都では、特別養護老人ホームの入所希望者が多い反面、特に都心部は地価が高いため、特別養護老人ホームの新規整備は他の地域にくらべ適地の取得が困難である。

地域の実情を踏まえた施設整備

従来、国の基準では、特別養護老人ホーム（定員30人以上）の廊下幅は、中廊下（廊下の両側に部屋がある廊下）2.7m以上、片廊下（廊下の片側に部屋がある廊下）1.8m以上とされていた。

第1次一括法により老人福祉法及び介護保険法が改正され、省令において国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、東京都では外部の有識者を交えた検討委員会を開催して基準の検討を行った。

このような検討の結果、平成24年3月、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」において、特別養護老人ホーム（定員30人以上）の廊下幅の基準について、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の国の基準である中廊下1.8m以上、片廊下1.5m以上と同じ水準で定めることとした（同年8月施行）。

要介護高齢者の「生活の場」整備を促進

新たな基準により、地価が高く用地が限られる地域でも入居者等の生活や介護に支障が生じない形で効率的に老人ホームの設置が可能となる。

また、特別養護老人ホームのユニット化改修や既存ストックの有効活用の促進や建築コストの低減にも資する。

地方分権改革との関連

第1次一括法による老人福祉法及び介護保険法の改正で、特別養護老人ホームの設備・運営基準は条例に委任され、職員、職員数、居室の床面積、処遇及び安全確保など運営に関する事項は「従うべき基準」、入所定員は「標準」、その他の事項が「参酌すべき基準」とされた。

この結果、廊下幅は国の基準を参酌し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

都心部における地価の比較
（平成25年都道府県別地価調査、国土交通省）

都道府県	平均価格 (㎡あたり)	指数 (都:100)
東京都	309,700 円	100.0
埼玉県	103,400 円	33.4
千葉県	70,300 円	22.7
神奈川県	169,900 円	54.9
大阪府	145,900 円	47.1

国と東京都の基準の比較

施設 類型	国基準		東京都基準 (※2)
	定員30人以上	定員29人以下 (地域密着型)	
ユニット型	原則	片廊下1.8m 中廊下2.7m	片廊下1.5m 中廊下1.8m
	一部 拡張 (※1)	片廊下1.5m 中廊下1.8m	
従来型		片廊下1.8m 中廊下2.7m	片廊下1.5m 中廊下1.8m

※1 一部を拡張する場合

廊下の一部の幅を拡張することで、入居者・職員等の行き来に支障を生じないと認められる場合

※2 既存建物の改修の場合、例外規定がある

関係者からのメッセージ

特別養護老人ホームの整備は喫緊の課題であり、土地の確保が困難な大都市東京において整備を進めていくためには、あらゆる可能性を検討していくことが必要です。

東京都では、廊下幅のほかにも、居室の定員や、ユニットの定員についても、独自の基準を定めています。ケアの質や安全性を担保しつつ、どの程度まで従来の基準を緩和すべきかという点に多くの議論を費やしました。

（東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課（当時） 佐藤 信哉氏）